

すまいのひろば



ユトジラの
スマホ用壁紙が
ダウンロードできるよ

2023年(令和5年) 10月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

巡回管理人の定期訪問の希望調査を行います

都営住宅等では、窓口センターに自ら出向くことができず、訪問を希望する方に、巡回管理人が2か月に1回程度、定期的に訪問し、各種申請の取次ぎや相談等の支援を行っています。

令和5年10月から令和6年3月にかけて、対象となる世帯に対して希望調査を行うため、巡回管理人がご自宅を訪問させていただきます。

対象となる世帯

現在、定期訪問を行っていない以下の世帯が対象です。

- ・世帯全員が65歳以上で、一番若い入居者の年齢が、65歳、70歳、75歳になった世帯
- ・障害のある方だけの世帯（5年ごとに対象となります。）

※80歳以上の方だけの世帯は、順次希望調査を実施しています。

不在の場合

ご不在時には、玄関ポストに「質問ハガキ」を投函いたします。質問に回答のうえ、ご返送ください。



巡回管理人は、JKK東京の窓口センターの職員です。

巡回管理人は次の業務を行っています

- ① 各種申請、収入報告書や修繕に関する相談・取次ぎ
- ② 福祉に関する関係機関への紹介
- ③ 目視による建物や施設の点検

も
く
じ

- 巡回管理人の定期訪問の希望調査を行います…………… 1
- 使用料の減免制度について…………… 2 3
- 令和6年度分台所流し用排水管清掃の申込受付について…………… 3
- 共用部分の使用上のご注意…………… 4
- 東京都福祉局からのお知らせ…………… 5
- 自衛消防訓練を行いましょ…………… 5
- スプレー缶の事故にご注意を…………… 6
- 収入報告書の提出期限は過ぎています！…………… 6

10月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、10月31日(火)です。

口座振替ご利用の方は事前に残高の確認をお願いします。



使用料の減免制度について

使用料減免制度とは

都営住宅の使用料は、毎年提出していただく「収入報告書」により、世帯全体の合計所得額に応じて設定されます。使用料減免制度は、収入が少なく生活が困難な状況にある世帯や障害・難病など特別な事情のある世帯を対象に、申請に基づき、収入に応じて設定された使用料をさらに減額するものです。(都民住宅には、この制度はありません。)

使用料減免制度には「一般減免」と「特別減額」の2種類があります。

一般減免	認定所得月額（非課税年金を含む）が65,000円以下の世帯は、申請により使用料を10～50%減額することができます。また、障害・難病*1など一定の条件*2に該当する特に収入の低い世帯は特例として75%の減額が可能になる場合があります。
特別減額	認定所得月額が158,000円以下で、一定の条件*2に該当する母子・父子、障害・難病*1などの世帯は、申請により該当する区分の使用料を50%減額することができます。

※1 障害や難病の中には一部該当しないものもあります。

※2 一定の条件については、お客さまセンター（6ページの電話番号①）にお問い合わせください。

認定所得月額の計算方法

$$\frac{\text{世帯全体の合計所得額} - (380,000\text{円} \times \text{名義人を除いた家族人数}) - \text{特別控除額}^{\ast 3}}{12\text{か月}}$$

※3 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に係る措置を含みます。(最大10万円)

特別控除（原則、住民税課税証明書等で確認できることが必要です。）

控除の種類	控除額
特定扶養	25万円*4
老人扶養	10万円*4
普通障害	27万円
特別障害	40万円
寡婦	27万円*5
ひとり親	35万円*5

※4 住民税課税証明書等により扶養されていることが確認できる場合で、減免開始予定日に年齢等の要件を満たす場合も、控除が受けられます。

※5 本人の所得額から控除されます。本人の所得額が控除額未満の場合は、その額を控除します。

使用料の減免を受けるためには「申請」が必要です

申請は、窓口センター、出張所、巡回管理人の立寄所、定期訪問または郵送で受け付けています。

まず、申請に必要な書類をJKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号①）でご確認いただき、それらの書類を持参のうえ、申請してください。詳細については、窓口センターなどで配布している「使用料減免申請のしおり」をご覧ください。

審査の結果、基準に該当した世帯は手続きをした月の翌月から減免が適用されます。

すべての申請者に共通して必要な書類

- ① 使用料減免申請書
- ② 世帯全員の住民票（続柄入り）
- ③ 最新年度の住民税課税証明書など

上記以外に必要な証明書類は、世帯の状況によって異なります。

年金等の調査が必要な場合には、「同意書」の提出をお願いすることがあります。

押印が必要な場合がありますので、印鑑を持参してください。



パン田先生のユレが気になる!

2

パンダたいそうの動画があるよ！
親子でやってみよう！

・動画参考：ボンボンアカデミー



現在減免を受けている世帯

- 現在減免を受けている世帯には、継続の減免申請書を、減免期間が終了する月の前月の20日頃に発送しています。必ず期日までに継続の手続きを行ってください。
- 減免申請書の用紙が届かない場合や紛失した場合、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号①）にお問い合わせください。申請書の用紙を送付します。なお、申請は郵送で行うことができますので、あわせてご相談ください。

申請を済ませた世帯

申請後の使用料は、手続きをした月の翌月の20日頃にお送りする「使用料減額免除通知書」で、確認してください。

令和6年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について

「台所流し用排水管清掃」のご希望がある団地については、清掃に要する費用を共益費としていただき、東京都がみなさんに代わって年1回の清掃を実施します。代表者（自治会）を通じて受付期間中にお申し込みください。

●清掃の範囲

台所流し用排水管のうち、流し部分から屋外の「第1ます」までが対象です。

●申込条件

- ①原則として団地単位で、みなさん全員の同意（新規の場合は署名簿）が必要です。ただし、棟単位でも受け付ける場合があります。詳しくは、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号①）までご連絡ください。
- ②令和6年度分の清掃に要する費用は、すまいのひろば11月号でお知らせします。令和6年4月から毎月使用料とともに支払っていただきます。

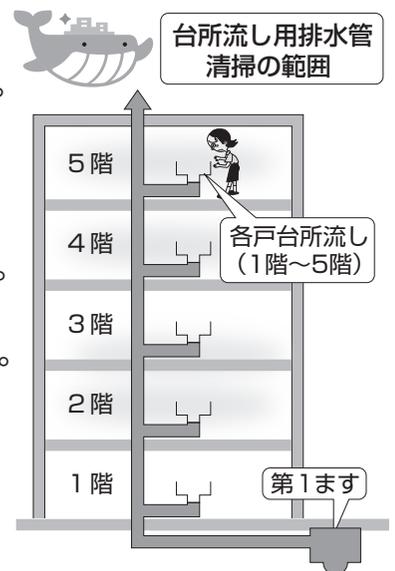
●申込方法

【新規申込の団地】代表者（自治会）を通じて、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号①）までご連絡ください。

【継続申込の団地】代表の方に令和6年度分の申込用紙を10月下旬に送付します。

●申込受付期間・申請先

- ①期 間：令和5年11月1日（水）から11月30日（木）まで
- ②申請先：受持ちの窓口センター（継続申込の場合、下記のオンライン申請が可能です。）



【継続の団地】オンライン申請について

令和5年度分に引き続き、排水管清掃を申し込まれる団地の方は、オンライン申請が可能です。新規申込の団地はオンライン申請できません。

オンライン申請には、「東京都行政手続クラウド申請」をご利用ください。

右記二次元コードを読み取り→「申請手続を探す」→06_20（自治会向け）都営住宅・都施行型都民住宅 各種申込→台所流し用排水管清掃の申込み（継続申込団地）

※申請システムの利用にあたっては、ユーザー登録が必要です。



共用部分の使用上のご注意

1 共用廊下、階段に物を置いてはいけません

共用廊下や階段は重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

2 防火扉の開閉に障害となる物を置いてはいけません

防火扉の前に物が置いてあると、防火扉が機能せず延焼につながるため、絶対に物を置かないでください。物が置いてあった場合は片付けてください。

3 戸境板等の付近に物を置いてはいけません

バルコニーの戸境板や階下へ下りる避難ハッチは、火災等があった場合の避難口として設置されています。それらの付近に物を置くと、避難の妨げになります。また、バルコニーに物を置くと子どもが登って転落事故の原因にもなります。

4 バルコニーから、ものが落ちないように注意しましょう

バルコニーの手摺の上に物を置いたり、物をかけたりするのは、落下の危険があるのでやめましょう。バルコニーでふとん(シーツやカバーを含む)を干すときは、必ずバルコニーの内側で「ふとん干し」と「ふとんばさみ」を使用し、落下防止に努めてください。

【15階建以上の高層アパートのバルコニー使用制限について】

居住している階に関係なく、次のことは絶対にしないでください。

- ・バルコニー手摺より高い位置に洗濯物を干すこと
 - ・バルコニー手摺より外側にはみ出して、寝具、敷物、洗濯物を干すこと
 - ・バルコニー手摺に各種アンテナ(衛星放送受信用・無線用等)を設置すること など
- 落下物が事故に結びつく危険性が高いため、これ以外にも、ものが落ちないように注意しましょう。

5 共用廊下・階段・バルコニーの床に水は流さないようにしましょう

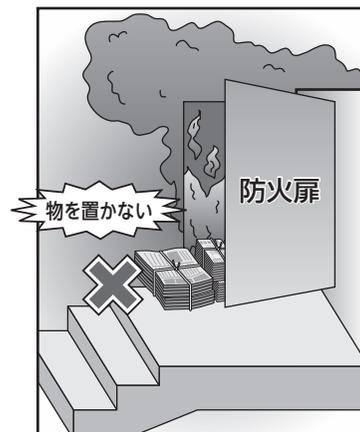
共用廊下・階段・バルコニーの床は完全防水をしていません。清掃等で床を水洗いすることやエアコン使用時に排出される水を床に流すと、下の階へ漏水するおそれがあります。床を水洗いすることはやめ、エアコン使用時に排出された水は、ホース等で直接排水口に流してください。

また、排水口や目皿に泥やゴミがたまっていると、雨水があふれて漏水の原因になるので、みなさんで定期的に掃除してください。

6 共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、近隣に配慮し、火の取扱いに注意しましょう

共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑や受動喫煙にもつながりますので、近隣の方への配慮をしてください。

また、タバコの火の不始末による火災が多く発生しています。タバコの火が洗濯物やふとんなどに燃え移ると大変危険ですので、吸殻の処分にも十分注意しましょう。



東京都福祉局からのお知らせ

東京都ひきこもりに関する合同説明相談会のご案内【申込不要】

東京都では、ひきこもりの状態にある方及びその家族を支援する取組を行っています。このたび、ひきこもりについてお悩みのご本人、ご家族がよりよい支援を見つけるきっかけづくりとなるよう、都内でひきこもり支援を行う民間支援団体・関係機関による合同相談会を開催しますので、お知らせします。

【開催日時及び場所】

第1回 10月15日(日)東京都庁第一本庁舎5階 大会議場及びレセプションホール(新宿区)

第2回 11月3日(金・祝)武蔵野スイングホール(武蔵野市)

第3回 11月23日(木・祝)シアター1010(足立区)

いずれも13時から16時まで。

【対象】 ひきこもりでお悩みのご本人・ご家族

【内容】 民間支援団体・関係機関が個別ブースを設置し、来場者に支援の内容や取組を紹介します。
なお、民間支援団体は、回によって参加する団体が異なります。

【主催】 東京都

【参加方法】 事前申し込みは不要です。ご希望の回の開催時間内に会場へご来場ください。

【問合せ先】 東京都ひきこもりサポートネット HP又は☎0120-529-528

詳しくはホームページをご確認ください。

東京都ひきこもりに関する合同相談会 🔍 検索



■ひきこもりに関する合同相談会についてのお問い合わせ先

東京都ひきこもりサポートネット ☎0120-529-528

(担当部署：東京都福祉局生活福祉部地域福祉課生活支援担当 ☎03-5320-4039)

自衛消防訓練を行いましょ

火災や地震などの災害は、いつ、どこで発生するか予測できません。みなさんがご自身を守り、災害による被害を最小限に食い止められるよう、定期的に訓練を行うことが大切です。

消防法令では年に1回以上訓練を実施するよう定められています。お住まいのみなさんで集まって訓練を行い、災害時の避難経路や避難場所を確認しておきましょう。



訓練の実施に当たって

- 訓練を行う場合や、地域の防災訓練に自治会等が参加する場合は、事前に消防署へ連絡するとともに、JKK東京の防火管理担当にも連絡をお願いします。
- 訓練実施の際は、訓練場所や周囲の状況を十分確認し、事故やケガがないように注意してください。東京消防庁ホームページ「電子学習室」内にある、「やってみよう！防災訓練」や、集合訓練によらない「リモート防災教育」の動画も参考になります。

東京消防庁 電子学習室 🔍 検索

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



- 訓練の仕方がわからない場合は、JKK東京の防火管理担当までご相談ください。

■自衛消防訓練についてのお問い合わせ先・ご連絡先

JKK東京 都営管理課 都営管理係 防火管理担当

6ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで



スプレー缶の事故にご注意を

殺虫剤、ヘアスプレー、消臭剤などのスプレー缶製品には可燃性ガスが使用されており、都営住宅等においても、爆発や引火による火災などの事故につながった事例があります。スプレー缶の使用については以下の点に注意しましょう。

- 火気のある場所の近くでは使用しない。
- スプレー缶使用後に風呂釜などの燃焼機器を点火しない。
- 使用時や使用後は十分に換気を行う。
- 暖房器具の近くや直射日光が当たる場所など、高温になる場所にスプレー缶を置かない。
- 必ず中身を使い切ってから廃棄する。



収入報告書の提出期限は過ぎていきます！

提出していない世帯は大至急提出してください。

使用料の減免を受けている世帯は「収入報告書」の提出は必要ありません（用紙はお送りしていません）。ただし、使用料減免申請が収入報告書の代わりになりますので、必ず更新時期に必要な手続きを行ってください。

減免適用期間が終了しており、減免申請又は収入報告の手続きをしていない世帯は、JKK東京 お客さまセンター（下記の電話番号①）へご相談ください。

☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

一部の手続きで
オンライン受付を
開始！
詳しくは
こちら。



ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤル
とは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます（公衆電話を除く）。
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- 月曜日及び休日の翌朝午前9時から10時までは電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- 「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

🔍 検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

🔍 検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



古紙パルプ配合率70%再生紙を
使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!